

愛媛県後期高齢者医療広域連合 会計年度任用職員 (フルタイム診療報酬点検員) 募集要領

令和8年8月3日

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 採用予定人数	若干名
2 職務内容	後期高齢者医療診療報酬明細書レセプト点検等 その他職員が指示する業務
3 勤務場所	愛媛県後期高齢者医療広域連合（松山市北条辻6番地 松山市役所北条支所2階）
4 応募資格	(1) パソコン（ワード・エクセル）の基本操作ができる人で、アまたはイの要件を満たす人 ア メディカルクラーク（医科）またはそれに準ずる医療事務資格を有し、医療事務の実務経験が1年以上の人 イ 直近5年間のうちでレセプト点検事務の経験が3年以上の人 ※資格証の写しもしくは証明書等を面接時に提出してください。 (2) 次の①～④に該当しない者 ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ② 広域連合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ※過去に会計年度任用職員として採用された者も、受験できます。
5 試験の方法	口述試験：主として人物についての個別面談（15分程度）
6 試験日時・場所等	① 日 時 <u>広域連合が指定する日時（受験者と相談して決定する日時）</u> ② 場 所 愛媛県後期高齢者医療広域連合（松山市北条辻6番地） ※試験日時・場所の詳細は、申込受付後個別にご案内します。 ※可否については、受験後2週間以内に通知します。
7 申込方法	下記のことを郵送または持参により提出してください。 ○履歴書（申込前3か月以内に撮影した顔写真を貼ったもの） ※封筒の表に「会計年度任用職員（診療報酬点検員）申し込み」と朱書きしてください。
8 受付期間	<u>令和8年8月3日（月）～令和9年1月29日（金）</u> 郵送の場合は、令和9年1月29日（金）必着のものに限り受け付けます。 持参の場合の受付は月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時15分までです。 ※祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く
9 勤務条件	① 勤務日及び勤務時間は、月曜日から金曜日までの週5日勤務、午前8時30分から午後5時15分まで（休憩1時間を含む）の1日7時間45分勤務です。 ② 休暇は、年次有給休暇・夏季休暇等があります。 ③ この試験に合格して採用された者は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員として任用され、同法の規定が適用されることとなります。 服務に関する規定として、同法第31条（服務の宣誓）、第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）、第34条（秘密を守る義務）、第35条（職務に専念する義務）、第36条（政治的行為の制限）、第37条（争議行為等の禁止）の規定が適用されるとともに、懲戒処分等の対象となりますので御注意ください。 （注）任命権者の許可を受けない限り、兼業をすることができません。

10 報 酬	報酬等は、愛媛県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第3号）等により、原則、次のとおり支給されます。 <u>基本報酬：月額216,500～235,000円</u>（年度ごとの再度の任用で昇給） ※単価は令和8年度のものです。 諸手当：期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、退職手当（6箇月を超えて勤務した場合に限る）、通勤に係る費用弁償等
11 保険等	健康保険、厚生年金、雇用保険、通勤及び公務上における災害補償 ※最初に勤務を開始した日から継続して6箇月を超えて勤務した場合は、退職手当の支給の対象となるため、雇用保険の被保険者ではなくなります。
12 任用期間	<u>合格が発表された日の属する月の翌月から令和9年3月31日まで</u> 採用後1か月間は、条件付採用期間となります。 勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行い、最長令和11年3月31日まで勤務できる予定です。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職（解雇）する場合があります。 ※1「再度の任用」は、「同じ職の任期が延長される」又は「同一の職に再度任用される」という意味ではなく、「新たな職に改めて任用される」という意味です。 ※2 療養休暇又は休職により4月1日から実際に勤務できない場合は、再度の任用をしないことがあります。
13 その他	① この試験において提出された書類等は、一切返却できません。 ② 申込書類等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。 ③ 勤務条件等は、改定されることがあります。 ④その他質問等は、総務課にお問い合わせください。
14 申込先及び 問合せ先	〒799-2430 松山市北条辻6番地 松山市役所北条支所2階 愛媛県後期高齢者医療広域連合 総務課 TEL089-911-7738 月曜日から金曜日 ※祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く ④ 午前8時30分から午後5時15分まで